

平成 23 年 5 月 10 日

内閣総理大臣 菅 直 人 様
経済産業大臣 海江田万里 様
資源エネルギー庁
長官 細野 哲弘 様

社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

放射能汚染等に対する補償とエネルギー政策の見直しを求める要請

この度の東日本大震災は、未曾有の災害だけではなく、東京電力の福島第一原子力発電所に、チェリノブイリ発電所事故と同規模の放射能汚染事故をもたらした。

わが国のこれまでの震災の記録を見ると、明治 29 年の明治三陸地震津波の記録が 38 m であったのに対して、東京電力は想定される津波の規模を 6 m とし、それ以上の規模の想定は経済活動を停滞させるとして対応していなかったとされている。もし、そうであれば、今回の放射能汚染事故は想定外ではなく、経済優先の人災といえる。

放射能汚染に対して、国は 30 Km 圏内を避難地域としているが、季節風の影響などで、どの地域の汚染が高く、どの地域まで拡散されているのか、国の発表からは、判断することができない。

更に、国が発表した暫定基準値が WHO の国際的な基準値と比べて著しく掛け離れて低い値であったことに対しても十分な説明がなく、どの世代にとっても安心できる安全基準はどの程度なのか、どのようなリスク管理に基づいて判断しているのか、国民が納得できる説明をすべきである。

現在、福島県に隣接する県の農水産物などが地元で検査後、出荷されているにも係わらず買い控えされているが、この原因としては、消費者が安全性に不安と疑問を抱えていることに起因するものと考えられる。

については、二度とこのような事態を発生させないためにも次の事項について強く要請する。

記

・ 国は国策として、電力会社とともに原子力発電を安全として推奨してきた責任上、放射能汚染被害を被った住民に対して十分な補償を早急に行うべきである。

・ 事故が起きると、大変な事態を引き起こす原子力に頼るエネルギー政策を見直し、経済性よりも安全性を重視した政策を求める。